

# 公益財団法人大学基準協会

## 異議申立審査に関する規程

平28. 1. 29決定  
平28. 5. 23改定  
平28. 9. 14改定  
平30. 9. 7改定  
令4. 9. 9改定  
令6. 1. 31改定  
令7. 5. 29改定

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価（各種認証評価及び分野別評価）において、評価結果に対して行う異議申立審査について、必要な事項を定める。

### (異議申立)

第2条 次の各号に該当する大学は、その判定の基礎となっている事実につき、事実誤認がある場合にのみ、異議申立を行うことができる。

- 一 評価の結果、基準に適合していないと判定された大学
- 二 追評価の結果、基準に適合していないと判定された大学

- 2 異議申立は、評価結果の通知を受け取ってから2週間以内に行わなければならない。
- 3 異議申立は、書面により行う。
- 4 異議申立は、事実誤認を根拠づける資料を付して行わなければならない。

### (異議申立審査会の設置)

第3条 定款第33条第1項の規定に基づき、異議申立に対する審査を行うために、異議申立審査会を置く。

### (異議申立審査会の任務)

第4条 異議申立審査会は次の各号に掲げる任務を行う。

- 一 申立てられた異議の妥当性の審議
- 二 異議申立に対する審査結果の作成
- 二 その他異議申立に対する審査結果に関する事項の審議等

(異議申立審査会の構成及び任期)

第5条 異議申立審査会は、5名の委員を以て構成する。

- 2 前項の委員のうち、2名については大学関係者から、3名については外部の有識者から、理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合、その選出区分に応じて常務理事会で委員を選出し、会長が委嘱する。
- 5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査長)

第6条 異議申立審査会に審査長1名を置く。

- 2 審査長は、前条第2項に規定する大学関係者の中から会長が委嘱する。
- 3 審査長は、異議申立審査会の職務を管掌する。
- 4 審査長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の指名する者が、その職務を代行する。

(異議申立審査会の独立性の保障)

第7条 異議申立審査会の独立性を保障するため、異議申立審査会の審査長及び委員は次の各号との兼務ができない。

- 一 本協会の評議員並びに理事及び監事
- 二 本協会が行う評価に関わる委員会委員若しくは幹事又は当該委員会に設置される分科会、部会等の委員

(異議申立審査会の運営)

第8条 異議申立審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 異議申立審査会の議事は、出席委員の過半数を以て、これを決定する。可否同数のときは、審査長が決定する。

(代理人の禁止)

第9条 異議申立審査会の委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(利害関係者の排除)

第10条 異議を申し立てた大学の関係者その他の利害関係者は、当該大学の審査及び決定のすべての過程に加わることができない。

(異議申立審査会の審査)

第11条 異議申立審査会が事実関係の内容を確認するために用いる資料は、すでに当該大学が提出している評価資料及び第2条第4項に規定する資料とする。

2 異議申立審査会は、必要と判断した場合、当該大学若しくは当該事項の専門家から意見を聴取し、又は当該大学に対して実地検証を行うことができる。

(異議申立に対する審査結果の作成)

第12条 審査長は、異議申立に対する審査結果を作成し、会長に提出しなければならない。

(理事会における決定)

第13条 理事会は、次の各号のいずれかを決定する。

- 一 第2条第2項、第3項及び第4項を満たさない等、異議申立が不適法な場合、異議申立を却下する。
- 二 異議申立に対する審査結果を尊重しつつ、異議申立に理由がない場合、異議申立を棄却する。
- 三 異議申立に対する審査結果を尊重しつつ、異議申立に理由がある場合、異議申立を容認する。

(評価結果等の修正)

第14条 理事会は、前条の決定により、評価結果又は追評価結果を修正する必要があると判断した場合、その旨の決定を行う。

(異議の再申立)

第15条 異議申立は、再びこれを行うことはできない。

(異議申立に対する審査結果等の通知、報告及び公表)

第16条 会長は、異議申立の却下理由又は異議申立審査会による異議申立に対する審査結果及び審査結果を受けて修正した評価結果又は追評価結果について理事会の決定を得た後、速やかに当該大学に通知しなければならない。

- 2 会長は、異議申立に対する審査結果及び評価結果又は追評価結果を文部科学大臣に報告する。ただし、認証評価以外の第三者評価におけるものは、この限りでない。
- 3 会長は、異議申立に対する審査結果及び評価結果又は追評価結果をインターネット等の適切な方法で公表する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 (平成28年1月29日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 異議申立審査会、短期大学異議申立審査会、法科大学院異議申立審査会、経営系専

門職大学院異議申立審査会、公共政策系専門職大学院異議申立審査会、公衆衛生系専門職大学院異議申立審査会及び知的財産専門職大学院異議申立審査会については、本規程の施行後に廃止する。

附 則（平成28年5月23日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月7日）

この規程は、平成30年9月7日から施行する。

附 則（令和4年9月9日）

この規程は、令和4年9月9日から施行する。

附 則（令和6年1月31日）

この規程は、令和6年1月31日から施行する。

附 則（令和7年5月29日）

この規程は、令和7年5月29日から施行する。